

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことがあるもの）
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } が  
この規定に該当するものである旨を証明します。 { (ニ) 取得 }

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	

令和 年 月 日

愛媛県西予市長 管家 一夫